

申告・納税は
お早めに

確定申告は お済みですか？

申告・納税期限

- 平成 22 年分の所得税・贈与税 → 3月 15 日(火)
- 平成 22 年分の個人事業者の消費税・地方消費税 → 3月 31 日(木)

※国税庁のホームページで所得税の確定申告書などが作成できます。
<http://www.nta.go.jp/>

お問い合わせ ● 税務課課税係 ☎ 76-5402
 佐原税務署個人課税部門
 ☎ 0478-54-1331(音声案内)



町による所得税と 町県民税の申告相談

日時 ● 3月 15 日(火)まで
 (土・日は除く。ただし、
 3月 6 日(日)は休日相談を実施)
 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時
 (受け付けは午後 4 時まで)
 会場 ● 役場 2 階 第 4 会議室
 (提出のみの場合は、1 階の
 税務課へお越しください。)
 お問い合わせ ● 税務課課税係
 ☎ 76-5402

バイク・小型特殊自動車・軽自動車 廃車・変更の届け出は3月中に

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者に課税されます。
 「使用していない」「亡くなった人の名義になっている」などのバイク、小型特殊自動車、軽自動車については 3 月 31 日(木)までに廃車や変更の届け出を行ってください。
 届け出先は、車両の種類によって異なります。詳細については、お問い合わせください。
 お問い合わせ ● 税務課課税係
 ☎ 76-5402

税の標語 優秀作品 佐原間税会 佳作

- 『おこずかい ためて 買おうと思ったら 足してなかった消費税』
宮内 晴香 さん (多古中 2 年/鴻の巣)
- 『税金は より良い暮らしの 架け橋だ』
林 瑞恵 さん (多古中 2 年/西谷)
- 『国民の 未来を築く 消費税』 五木田 尚也 さん (多古中 2 年/水戸)

会社などを 退職された方 『年金証書』が届きましたら 手続きをお忘れなく!!

会社などを退職した65歳未満の方とその家族(被扶養者)は、国民健康保険の『退職者医療制度』によって診療を受けることになります。この制度では医療費の一部が、退職するまで加入していた被用者保険(社会保険・共済組合等)からの交付金により賄われるため、手続きをしないしていると国民健康保険が負担すべき医療費が増大してしまい、国民健康保険税の増額につながります。

厚生年金や共済年金などの『年金証書』が届きましたら、14日以内に住民課国保年金係で手続きをお願いします。

退職者医療制度の対象者 (次の要件をすべて満たす方)

- 【退職者本人】
- ①国民健康保険に加入している65歳未満の方
 - ②厚生年金や共済年金などの受給資格がある方で、加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の方
- 【退職者の家族(被扶養者)】
- ①退職者本人と同じ世帯の方で、国民健康保険に加入している65歳未満の方
 - ②主として退職者本人の収入によって生計を維持している配偶者および3親等内の親族
 - ③年間の収入が130万円未満の方
(60歳以上および身体障害者の場合は180万円未満の方)

手続きの際に必要なもの

- 年金証書、印鑑、多古町国民健康保険被保険者証(保険証)

お問い合わせ・手続き ● 住民課国保年金係 ☎ 76-5405



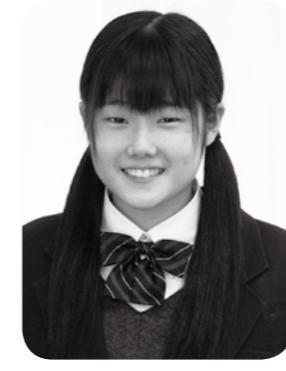
『税についての作文』 多古中学校から5人が入賞!



全国の中学生を対象に、国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した『税についての作文』。厳正なる審査の結果、多古中学校から5人の作文が優秀作品に選ばれました。その中で「千葉県議会議長賞」に輝いた、鈴木綾乃さんの作文を紹介します。

千葉県議会議長賞 『暮らしとつながる 納税の義務』

鈴木 綾乃 さん
(3年/高根)



先日学校で「租税教室」の授業があった。私は、今まで「税金」というものに一切興味がなかった。テレビで「増税」について頻りに議論されており、それが政治の局面を大きく変えることもあることを最近知った。そんな私にとって租税教室での授業は大変興味深いものだった。

もしも日本に税金がなかったら…その内容を見て私は本当に怖くなってしまった。道路の整備もされず、今までのように安価な医療費で治療を受けることも出来ない。ゴミが処理されず、汚染された町。今まで当たり前だった私の生活は一変してしまう。

私の祖母の自宅の隣家では昨年自宅が全焼してしまう火災があった。火事を目前にした祖母は電話でその時の恐怖を切々と話してくれた。「本当に怖かったけど、電話をしてすぐに救急車と消防車がきてくれて安心したよ。」と言った。火事が最小限に食い止められたのも税金のおかげであった。そう思うと本当に「ありがとう」という気持ちがあふれてきた。

私が義務教育を受けはじめて、今年で9年目となる。公立小学校と中学校に通学している私に使われている教育費は約759万円。今まで見たこともないお金である。それが学校全員だったら…日本の学生全員だったら…と考えるとがく然とした。学校の建物も教材も、そして当たり前のように配布される教科書ももちろん無償ではなく、税金によって賄われているのだと改めて感じた。そう思うと授業を受けるときに背筋が伸びるような気がした。

私が身近に支払っているのは、「消費税」である。平成元年から3%で導入され、平成9年から税率は5%となった。私は物心ついた時から5%お金を取られてしまうものだと思っていた。でもそれは大きな間違いであった。私たちが支払っている税金は私たちの生活のために使われている。社会全体でみんなの生活や安全を守り、助け合うためのお金であるということだ。私は自分の無知がすごく恥ずかしくなった。

私は両親に給料明細を見せてもらった。それを見て多額の税金がひかれているという事実を知った。自分の両親や私の周りの人、さらに見知らぬ人の一生懸命働いたお金の恩恵を受けて私は今ここで生きている。そして母は「だからこそ税金が何に使われているか私たちは知らなくちゃいけないの。」と言った。

私は5年後、税金を納める立場になる。今度は両親と同じように助け合いに参加できる。きちんと納めるだけでなく、自分たちの納めた税金がどのように使われているかもきちんと把握できる成人になりたい。平成22年度から高校授業料無償化という報道を見た。私はさらに背筋が伸びたような気がした。

そのほかの入賞者は次のとおりです。

- 千葉県納税貯蓄組合連合会 奨励賞
- 『税のありがたみ』
勝又 蒼太 さん (3年/切通)
- 佐原税務署管内納税貯蓄組合連合会 佳作
- 『当り前の生活』
田中 美帆 さん (3年/仲町)
 - 『図書館と私』
平山 侑紀 さん (3年/水戸)
 - 『税金の利点』
藤原 啓夢 さん (3年/富里市)